

令和8年度

公園・緑地等の維持管理協力依頼事項

お問い合わせ・連絡先 都市整備部 公園みどり課

住 所：〒020-8532 盛岡市津志田 14-37-2 (都南総合支所)

電 話：(遊具・樹木に関すること) 施設係 019-601-2867

(その他の利用に関すること) 花と緑の管理係 019-639-9057

F A X：019-637-1919

	依頼事項	内容等	公園みどり課での対応
1	清掃及び除草	定期的な清掃及び除草	事前に御連絡いただければ、集めたゴミや草、落ち葉の回収を手配します。 ※透明なゴミ袋に詰めたものに限り。枝等は50cm程度に切って束にしてください。
2	砂場の掘り起こし	硬くなった砂場の掘り起こし	御要望により、減った砂を補充します。
3	花壇の整備	花苗・低木等の植栽・管理	花苗の配布もしておりますのでご利用ください。 (10～11月頃に申請書の送付・申込受付 → 翌年5～6月に配布)
4	施設破損等の通報	遊具、照明灯、水飲み、トイレ、あずまや等の不具合や危険がある個所を発見した場合の連絡	現地確認後、対応いたします。
5	樹木に関する通報	公園内の倒木、枝折れや害虫、蜂の巣等が発見した場合の連絡	地元では対応できない樹木の剪定についてもご相談下さい。
6	水抜き栓の開閉	冬季の閉栓に係る水のみ水抜き及び通水。(おむね11月下旬水抜き、3月下旬通水です。)	水抜きの時期を別途通知します。
7	トイレの清掃及び開閉	① トイレの定期的清掃 ② 冬期閉鎖前の電源落とし、手洗い及びタンクの水抜き、窓及びシャッターの施錠	開閉の時期を別途通知します。
8	利用方法の指導	<u>公園における禁止事項等</u> (①犬の放し飼い、汚物の放置②自転車、バイク、自家用車の乗り入れ及び駐車③家庭ゴミの持込④焚き火等の火の使用) について、利用者への指導	御要望により、注意看板を作成・配付します。 また、現在あるゴミ箱を撤去したい場合はご相談ください。
9	その他	公園は市民の憩いの場です。誰でも利用できる公園として管理されますようお願いします。	